

全 員 協 議 会

日 時 令和6年6月11日（火）
午前9時30分から
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 2 5 回議運決定事項

令和 6 年 6 月 7 日（金）

決定事項

1 服装の自由化について

格式張らない服装での会議等への出席を認めることで、より自由闊達な議論を行い、また、議会が市民にとってより親しみやすいものとなるために、服装の自由化を推進することとした。

6 月定例会においては、委員会中心主義の観点からより自由闊達な議論が求められる委員会において、議員の服装の自由化を試行することとした。ただし、市議会会議規則第 1 5 2 条に規定する携行品の類の取扱いについては、従来どおりである。

本会議を含めた委員会以外の場における服装の自由化、傍聴人の服装の自由化、例規改正の必要性の有無等については、継続して議論することとした。

2 山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

本会議初日である 6 月 1 1 日（火）に議員提出議案として提出し、即決することとした。なお、その内容は**資料 1**のとおりである。

3 令和 6 年第 2 回（6 月）定例会に関する事項について

(1) 会期案は、6 月 1 1 日（火）から 6 月 2 7 日（木）までの 1 7 日間とした。なお、議案名は**資料 2**のとおりである。

(2) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告については、申し合わせ事項 4 4 により行うこととした。

(3) 議員派遣については、6 月定例会最終日に決定することとした。なお、派遣内容は下記のとおりである。

第 2 5 回山口県市議会議員研修会（オンライン研修会）

日 時 令和 6 年 8 月 9 日（金）午後 2 時～午後 4 時

会 場 各市議会の会場（第 2 委員会室予定）

(4) 議事日程案は、**資料 3**のとおりとした。

(5) 陳情・要望書等の取扱いについては、**資料 4 - 1** から **4 - 3** までの陳情

・要望書等 3 件について、取扱いや調査委員会をそれぞれ下表のとおり決定した。

陳情・要望書等	調査委員会
陳情書(議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情)・・・資料 4 - 1	議会運営委員会
学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請・・・資料 4 - 2	総務文教 常任委員会
ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書・・・資料 4 - 3	なし (読み置く)

- 4 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について
資料 5 の内容について、議会運営委員会で調査することとした。

議員提出議案第 号

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 年 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	中 村 博 行
賛成者	山陽小野田市議会議員	宮 本 政 志
賛成者	山陽小野田市議会議員	森 山 喜 久
賛成者	山陽小野田市議会議員	伊 場 勇
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳一朗
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市
条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。
以下同じ。）」を「（以下「会派」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山陽小野田市議会政務活動費の
交付に関する条例の規定は、令和5年9月21日から適用する。

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派<u>(以下「会派」という。)</u>及び会派に属していない議員(以下「無所属議員」という。)に対して、政務活動費を交付する。</p>	<p>(政務活動費の交付)</p> <p>第2条 市は、市議会における会派<u>(3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。以下同じ。)</u>及び会派に属していない議員(以下「無所属議員」という。)に対して、政務活動費を交付する。</p>

(改正の理由)

議員提出議案第 号は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、山陽小野田市議会における会派の結成要件を変更したことに伴う改正であります。

なお、当該結成要件の変更は令和5年9月21日に行っているため、当該変更日から改正後の規定が適用されるようにしております。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和 6 年第 2 回（6 月）定例会議案名

市長提出案件（議案 6 件、報告 3 件）

○民生福祉常任委員会所管（4 件）

- (1) 議案第 4 6 号 令和 6 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 回）について（保険）
- (2) 議案第 4 7 号 令和 6 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第
1 回）について（高齢）
- (3) 議案第 4 9 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正
する条例の制定について（障害）
- (4) 議案第 5 0 号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議
について（保険）

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 4 8 号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課
税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
の制定について（商工）

○一般会計予算決算常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 4 5 号 令和 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 2 回）に
ついて（財政）

○報告（3 件）

- (1) 報告第 2 号 繰越明許費予算の繰越しについて（財政）
- (2) 報告第 3 号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（水道）
- (3) 報告第 4 号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて（下水）

○行政報告

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和 5 年度決算概要及び令和 6 年度事業計
画概要について（土木）

令和6年第2回（6月）定例会議事日程

会期		令和6年6月11日（火）から6月27日（木）までの17日間			
月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
6	11	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・報告3件を一括報告及び質疑 ・議案6件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・議員提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決
6	12	水		休 会	
6	13	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
					<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
6	14	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会
6	15	土		休 会	
6	16	日		休 会	
6	17	月		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会予備日
6	18	火	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人）
6	19	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人）
6	20	木	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3人）
6	21	金		休 会	
6	22	土		休 会	
6	23	日		休 会	
6	24	月		休 会	

6	25	火		休 会	
6	26	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
6	27	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・議員派遣について ・閉会中の調査事項について

令和6年4月19日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

小野田 3929C-202

樋口 晋也

陳情書

(議員研修会を含め様々な会合の公開を検討することを求める陳情)

【1】 議員研修会について下記理由により公開の検討を求める。

- 1、研修会の公開により市民の議会への認知を広める機会となること。
- 2、市議会議員は市民の中から立候補し選任される。世代交代や新しい風を呼び込む為、議員研修会の公開は立候補を検討する市民にとって有益であること。

【2】 近年の歴代議長は常々「開かれた議会」を標榜している。その議会は「会議の公開」に留まらず絶えず進歩するために議会の持つ会合の公開の検討をすべきである。

以上

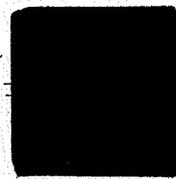


2024年5月21日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

郵便番号 753-0072
住所 山口県山口市大手町2-18
山口県教育会館内
電話番号 083-922-0766
山口県高等学校教員組合

いしだ たかし
代表 石田 高



学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため 教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請

【要請趣旨】

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置問題が学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

この様な状況のもと、教員を志望する学生の減少、せっかく教職についても離職してしまう教員が後を絶たず、代替が見つからない学校ではその負担を現場の教職員が担わされ、さらなる多忙化を生み出しています。この問題を解消するために、国においても中央教育審議会で「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正もふくめた審議がすすめられています。教職員の大幅増員や教員の処遇改善は、教育現場を支える教員を確保するためにも、すぐに改善を図らなければならない喫緊の課題です。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが必要です。

以上の趣旨に沿って、下記要請事項について、国に対する意見書を採択してください。

記

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正をおこなうこと



以上

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため 教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書(案)

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、本県の学校教育にも深刻な影響をもたらしています。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。

教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法（義務標準法、高校標準法）の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが求められます。

よって、〇〇〇議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正をすること
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正をおこなうこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

2024年〇〇月〇〇日

〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

} 宛て

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情書

2024年5月24日

山陽小野田市議会議員 様

(陳情者)住所: 兵庫県姫路市勝原区大谷392-3

氏名: 山田 茜

電話: [REDACTED]

1. 件名

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情

2. 陳情の趣旨・理由

パレスチナのガザ地区は、長さ50km幅5-8kmほどの細長い土地に約200万人が住む、世界でもっとも人口密度が高い場所の一つです。高さ8mにもなる壁でイスラエル軍に完全包囲され、人や物の出入りが厳しく制限されているため、燃料や食料日用品、衣料品などが慢性的に不足し、人々は国連や支援団体からの援助物資で命をつないでいます。

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃および人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まりました。これは、一般市民という定義を無視し、国際人道法のあらゆる基準(病院や学校は攻撃しないなど)を無視した形で現在も続いており、すでに33,000人以上が犠牲になり、このうち14,000人が子供という異常な状況です。

今年1月26日、国際司法裁判所(ICJ)は、ガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかったり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されている上に、食糧支援トラックが爆破されたり、支援を待つ人の群れへの攻撃も行われるなどして、人口の7割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。この4月5日には人道支援活動を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン(WCK)」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されました。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的な解決はもちろんですが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は、道徳的義務として必然であると思います。パレスチナとイスラエルの長きにわたる争いに簡単に口出しすることはできませんが、先に述べたような戦況は、ヒトラー率いるナチスが行ったユダヤ人絶滅と何ら変わらないジェノサイドであり、民族浄化であり、世界でも停戦を求める声が高まっています。国内でも300を超える地方議会が停戦を求める意見書を提出しており、国政に声を届けています。他の市町もこれに倣って6月の議会で意見書を提出しようとしていることから、貴議会でもお願いします。

(陳情事項)

ガザ地区に平和を求める世界各国の都市や議会、日本の地方議会とともに貴議会においても「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書提出」をお願いします。



この陳情書は、居住地の議会には提出済みです。居住者ではない私が提出していることから、内容が貴議会で話し合う対象にならないとしても、日本のテレビや新聞では取り上げられないこのジェノサイドを地方議員さんも知り、心を痛め、世界に歩調を合わせて動いてくださるのを期待して、お送りしました。無関心は最大の暴力だと思っております。よろしく願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年(2024年)5月28日

各市議会事務局 御中

山口県市議会議長会事務局
下松市議会事務局

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の
採択について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
表題の件について、中国市議会議長会を通じて全国市議会議長会から、別添の
とおり依頼がありましたのでご連絡いたします。

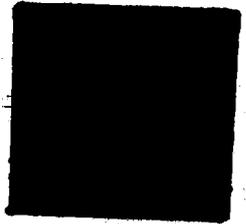
〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号
下松市議会事務局内
山口県市議会議長会事務局 岩見
TEL:0833-45-1874・FAX:0833-41-2970
メール:gikai@city.kudamatsu.lg.jp



中国議長会第5号
令和6年5月16日

中国市議会議長会
各支部長市議会議長 様

中国市議会議長会会長
宇部市議会議長 山下 節



厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）

平素より、中国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国市議会議長会会長より令和5年11月22日付全議K第11号にて、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択について依頼されているところではありますが、全国市議会議長会会長より重ねて意見書の採択について依頼がありました。

各市議会におかれましては、これまでも厚生年金への加入実現をめざす意見書の採択にご尽力いただいているところではありますが、本年3月29日現在で、市区議会における意見書の採択状況は815中422(51.8%)となっており、ようやく半数を超えた状況となっております。

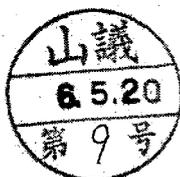
これまで、全国市議会議長会においては、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、政府及び与党に対し重ねて要望活動を行っておられますが、残念ながら今日に至るまで制度改革に結びついていない状況にあります。

つきましては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市議会におかれましては、その趣旨を改めてご理解いただき、なるべく早期に意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、県内各市への通知もあわせてお願いいたします。

添付資料：

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の可決状況について



【問合せ先】

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市議会事務局 議事総務課 担当：河村・杉原
TEL:0836-34-8805 FAX:0836-31-4678
MAIL: info-gikai@city.ube.yamaguchi.jp



事務連絡
令和6年4月4日

市議会議員 各位

全国市議会議員会
会長 坊 恭 寿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況について

平素より、全国市議会議員会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る令和5年11月22日付け全議K第11号「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について（依頼）」にてご依頼申しあげました件について、令和6年3月議会で25市が意見書を可決したことにより、令和6年3月29日現在の意見書可決状況は、422市区議会となっております（別紙1参照）。

意見書の採択に向けてご尽力いただいた市議会に対しまして、厚く御礼を申し上げますとともに、未採択の市区議会におかれては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、なるべく早期に意見書を採択いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、兵庫県の明石市議会及び加古川市議会においては、多様な人材の地方議会への参画促進を求める観点から、厚生年金へ地方議会議員が加入するための法整備を求める内容の意見書を採択されておりますので、ご参考までに送付いたします（別紙2、3参照）。

添付資料：

- ・別紙1 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況
- ・別紙2 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（兵庫県明石市議会）
- ・別紙3 多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書（兵庫県加古川市議会）

【問合せ先】
全国市議会議員会
政務第一部 千葉
TEL 03-3262-5235
nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の可決状況

【別紙1】

令和6年3月29日現在

部会名	都道府県名	全市区数	可決市区数	可決市区名
北海道 (32/35)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (41/77)	青森県	10	10	弘前、青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	2	一関、奥州
	宮城県	14	10	仙台、石巻、塩竈、気仙沼、白石、角田、多賀城、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	3	由利本荘、大仙、仙北
	山形県	13	10	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、尾花沢、南陽
北信越 (45/69)	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
	新潟県	20	10	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、村上、妙高、阿賀野、魚沼、 胎内
	富山県	10	5	富山、射水、魚津、滑川 、黒部
	石川県	11	11	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、かほく、能美、野々市
	福井県	9	5	福井、越前、大野、勝山、あわら
関東 (81/216)	東京都	49	10	八王子、 青梅 、府中、調布、町田、狛江、東大和、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	5	横浜、川崎、相模原、 横須賀 、南足柄
	山梨県	13	6	甲府 、韮崎、北杜、上野原、山梨、甲州
	茨城県	32	25	水戸、 日立 、土浦、古河、 石岡 、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、北茨城、笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	11	宇都宮、足利、栃木、 佐野 、鹿沼、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	1	館林
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
東海 (36/96)	千葉県	37	9	千葉、松戸、 佐倉 、市原、八千代、鴨川、南房総、山武、いすみ
	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	16	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、安城、西尾、江南、稲沢、東海、知立、愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	7	四日市、 伊勢 、桑名、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
近畿 (35/111)	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、海津
	大阪府	33	5	吹田、貝塚、河内長野、門真、 四條畷
	京都府	15	7	福知山、舞鶴、綾部、宮津、亀岡、八幡、南丹
	滋賀県	13	2	大津、湖南
	兵庫県	29	12	神戸、 明石 、 西宮 、 芦屋 、相生、豊岡、 加古川 、たつの、加西、養父、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
中国 (38/54)	和歌山県	9	2	和歌山、有田
	鳥取県	4	4	鳥取、米子、倉吉、境港
	島根県	8	6	松江、 浜田 、出雲、安来、 江津 、雲南
	岡山県	15	10	岡山、津山、笠岡、井原、新見、備前、 赤磐 、真庭、美作、浅口
	広島県	14	10	尾道、呉、三原、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
四国 (25/38)	山口県	13	8	下関、宇部、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
	徳島県	8	3	徳島、吉野川、阿波
	香川県	8	7	高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
九州 (89/119)	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
	福岡県	29	12	北九州、久留米、飯塚、嘉麻、行橋、中間、春日、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川
	佐賀県	10	8	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、武雄、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	11	長崎、佐世保、 諫早 、大村、松浦、対馬、杵岐、五島、西海、雲仙、南島原
	熊本県	14	14	熊本、八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	14	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、津久見、竹田、豊後高田、杵築、宇佐、豊後大野、由布、国東
	宮崎県	9	6	宮崎、 小林 、日向、串間、西都、えびの
	鹿児島県	19	15	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志、 始良
沖縄県	11	9	那覇、石垣、宜野湾、名護、糸満、豊見城、うるま、宮古島、南城	
合計		815	422	

※赤字の市は令和6年3月議会でも可決

採択率51.8% (422/815)

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

兵庫県明石市議会

多様な人材の地方議会への参画促進を求める意見書

社会経済の急速な構造変化を背景に、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このため、若者や女性、会社員など多様な人材の地方議会への参画を促進し、議会を活性化することは、多くの地方議会に共通の緊要な課題となっている。

しかしながら、最近の地方選挙においては、女性議員の躍進が見られる一方で、投票率の低下や無投票当選者の増加など、議会への関心の低下や議員のなり手不足が深刻化している。安心して議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整えることは、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方議会の役割等が明確化された地方自治法の改正を踏まえた主権者教育を一層推進すること。
- 2 立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、会社員が立候補しやすい環境を整備するとともに、厚生年金へ地方議会議員が加入できるための法整備を図ること。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進を図るため、議員活動と出産・育児、介護等の両立やハラスメント防止のための取組に対して支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

兵庫県加古川市議会
議長 小林直樹